



山形県公報

平成21年8月28日(金)
第2072号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……939

告 示

- 民有保安林指定の解除の予定……………(森林課) ……940
- 平成19年6月県告示第658号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正……………(建築住宅課) ……同
- 平成20年11月県告示第1026号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………(同) ……941
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(出納局) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………943

公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……同
- 財団法人都道府県会館(災害共済部及び機械損害共済部)の経営状況……………(同) ……944
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認……………(最上総合支庁農業振興課) ……945
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……948

規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第68号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表中	県営通町アパート1号	米沢市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場	を
	県営通町アパート2号	米沢市		
	県営通町アパート3号	米沢市		
	県営太田町アパート1号	米沢市		

県営太田町アパート1号	米沢市		に、
県営相生アパート3号	米沢市		
県営相生アパート3号	米沢市		を
県営城北アパート1号	米沢市	広場及び緑地、通路、駐車場	
県営城北アパート2号	米沢市		

に改める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

告 示

山形県告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
鶴岡市山五十川字小平42-1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 保安林解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第774号

平成19年6月県告示第658号（県営住宅の駐車場の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

県営通町アパート1号、2号及び3号	1,200	を
県営太田町アパート1号、2号、3号及び4号	1,200	
県営太田町アパート1号、2号、3号及び4号	1,200	に、
県営相生アパート1号、2号及び3号	1,400	を

県営相生アパート1号、2号及び3号	1,400	に改める。
県営城北アパート1号及び2号	1,300	

山形県告示第775号

平成20年11月県告示第1026号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

県営通町アパート1号	49.5	0.93	36,900	を
県営通町アパート2号	49.6	0.92	21,100	
県営通町アパート3号	49.6	0.92	21,100	
県営太田町アパート1号	60.3	0.96	94,600	
県営太田町アパート1号	60.3	0.96	94,600	に、
県営相生アパート3号	72.9	1.00	95,500	を
県営相生アパート3号	72.9	1.00	95,500	に改める。
県営城北アパート1号	50.1	0.98	58,600	
	51.1	0.98	59,500	
	63.1	0.98	70,200	
県営城北アパート2号	50.1	0.98	58,600	
	51.1	0.98	59,500	
	63.1	0.98	70,200	
	63.1	0.98	70,200	

山形県告示第776号

次の開発行為は、完了した。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成21年6月19日 指令村総建5007号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字寒河江字小和田12番1、13番1、13番12、13番13、13番14、13番15、13番16、13番17、13番18、13番19、13番20、13番21
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
山形市桜町四丁目12番14号
有限会社ヤマキ不動産

山形県告示第777号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

神町農業協同組合
本所
山形東郷農業協同組合
本所

を

〃
神町支所
〃
東郷支所

に、

〃	東置賜郡高島町大字高島398番地	〃 〃	〃 〃
高島支店			
〃	〃 〃 大字深沼1番地	〃 〃	〃 〃
屋代支店			

を

〃	東置賜郡高島町大字高島398番地	〃 〃	〃 〃
高島支店			

に、

〃	〃 〃 大字堀金1526番地1	〃 〃	〃 〃
中郡支店			
〃	〃 〃 大字吉田3597番地1	〃 〃	〃 〃
吉島支店			
〃	西置賜郡小国町大字栄町48番地	〃 〃	〃 〃
小国支店			
〃	〃 白鷹町大字横田尻3590番地	〃 〃	〃 〃
蚕桑支店			
〃	〃 〃 大字荒砥乙726番地の1	〃 〃	〃 〃
白鷹支店			
〃	〃 〃 大字畔藤5277番地	〃 〃	〃 〃
東根支店			

を

〃	西置賜郡小国町大字栄町48番地	〃 〃	〃 〃
小国支店			
〃	〃 白鷹町大字荒砥乙726番地の1	〃 〃	〃 〃
白鷹支店			

に改め

る。

附 則

この規程は、平成21年10月24日から施行する。ただし、別表第6の改正規定中

神町農業協同組合
本所
山形東郷農業協同組合
本所

を

〃
神町支所
〃
東郷支所

に改める部分は、同月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第86号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 8月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

み ず ほ の 里	〃	牧野字清水21-1
-----------	---	-----------

を

み ず ほ の 里	〃	牧野字清水21-1
医療法人社団みゆき会指定短期入所生活介護事業所みゆきの丘	〃	弁天二丁目2番11号

に改める。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年 8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁本庁舎5階 501会議室	平成21年10月8日（木） 午前10時30分	南陽市二色根字中川原452番2、同 452番5、同字大日前220番5 土地及び建物 宅地 2,032.76平方メートル 住宅建 464.58平方メートル 住宅建 464.58平方メートル 雑屋建 38.88平方メートル	16,130,000円

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
南陽市二色根字中川原452番2、同452番 5、同字大日前220番5 土地及び建物 宅地 2,032.76平方メートル 住宅建 464.58平方メートル 住宅建 464.58平方メートル 雑屋建 38.88平方メートル	米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁本庁舎5階501会議室	平成21年9月17日（木） 午前10時30分

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成20年度の災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 災害共済事業

分担金その他収入 2,082,867,655円

災害共済金その他支出 972,726,771円

正味財産 23,146,039,502円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入 986,907,332円

災害共済金その他支出 329,570,845円

正味財産 7,002,256,487円

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
真室川町農業協同組合
最上郡真室川町大字新町141番地1
- 2 農地保有合理化事業の実施地域
最上郡真室川町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 承認後の農地保有合理化事業の種類
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
(3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
- 4 変更の承認年月日
平成21年7月13日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営城北アパ ート1、2号	米沢市城北二丁 目3-2	3DK	63.1	3	一般用	22,900	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900	3月分 の家賃 に相当 する額	
同	同	2DK	50.1	7	同	18,100	20,900	24,000	27,000	30,900	35,600		
同	同	同	50.1	2	同	18,100	20,900	24,000	27,000	30,900	35,600	单身可	
同 1号	同	同	51.1	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	18,500	21,400	24,400	27,600	31,500	36,400	同	
同 2号	同	同	50.1	1	同	18,100	20,900	24,000	27,000	30,900	35,600		

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年8月31日から同年9月4日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成21年9月4日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
山形県すまい情報センター 置賜事務所

5 入居の時期 平成21年11月上旬

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあつせん員候補者は、次のとおりとする。

平成21年8月28日

山形県労働委員会

会長 濱田 宗一

氏名	履歴
濱田 宗一	山形県労働委員会会長、弁護士
立松 潔	山形県労働委員会委員、山形大学教授
高橋 和	山形県労働委員会委員、山形大学教授
浜田 敏	山形県労働委員会委員、弁護士
伊藤 庄一	山形県労働委員会委員
富樫 洋子	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長
神尾 浩司	山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長
岡田 新一	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長
大泉 敏男	山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長
細谷 眞	山形県労働委員会委員、JAM南東北山形県連絡会会長
鈴木 合子	山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役
長岡 喬	山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事
井上 敬三	山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員商事事業部事業部長
佐々木 秀昭	山形県労働委員会委員、酒田商工会議所専務理事
元木 清行	山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー取締役総務部長
永澤 孝	山形県労働委員会事務局長
佐藤 清夫	山形県労働委員会事務局審査調整課長